

武蔵野市第五期長期計画・調整計画 (平成 28 年度～32 年度) 計画案

文書による意見を提出される市民または職員は、10 月 30 日（金）までに
下記へ提出してください。

(提出先)

第五期長期計画・調整計画策定委員会事務局

〒180-8777

武蔵野市緑町 2 - 2 - 28

武蔵野市総合政策部企画調整課

E-mail SEC-KIKAKU@city.musashino.lg.jp

F A X 0422-51-5638

平成 27 年 9 月

武蔵野市第五期長期計画・調整計画策定委員会

目次

第五期長期計画・調整計画の位置付けと策定方法	1
第1章 これまでの実績と情勢の変化	2
I. 第五期長期計画の取り組みの状況	2
II. 市民と市政を取り巻く情勢の変化	4
III. 武蔵野市の現況と将来	5
第2章 調整計画の基本的な考え方	7
I. 第五期長期計画の基本的な考え方	7
II. 調整計画全体に関わる視点	8
III. 調整計画の重点取り組み	9
第3章 施策の体系	11
I 健康・福祉	
基本施策1 支え合いの気持ちをつむぐ	11
基本施策2 誰もが地域で安心して暮らしつづけられる仕組みづくりの推進	12
基本施策3 誰もがいつまでも健康な生活を送るための健康づくりの推進	14
基本施策4 誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり	14
基本施策5 住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備	15
II 子ども・教育	
基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	17
基本施策2 地域社会全体の連携による子ども・子育て支援の充実	18
基本施策3 青少年の成長・自立への支援	19
基本施策4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備	20
基本施策5 次代を担う力をはぐくむ学校教育	21
III 文化・市民生活	
基本施策1 地域社会と市民活動の活性化	24
基本施策2 互いに尊重し認め合う平和な社会の構築	25
基本施策3 市民文化の醸成	25
基本施策4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援	27
基本施策5 地域の特性を活かした産業の振興	28
基本施策6 都市・国際交流の推進	29
基本施策7 災害への備えの拡充	29

基本施策 8	多様な危機への対応の強化	30
IV 緑・環境		
基本施策 1	市民の自発的・主体的な行動を促す支援	32
基本施策 2	環境負荷低減施策の推進	33
基本施策 3	「緑」を基軸としたまちづくりの推進	33
基本施策 4	循環型社会システムづくりの推進	34
基本施策 5	生活を取り巻く様々な環境の変化に伴う新たな問題への対応	35
V 都市基盤		
基本施策 1	地域の特性に合ったまちづくりの推進	36
基本施策 2	都市基盤の更新	37
基本施策 3	利用者の視点を重視した安全で円滑な交通環境の整備	38
基本施策 4	道路ネットワークの整備	39
基本施策 5	下水道の再整備	40
基本施策 6	住宅施策の総合的な取組み	40
基本施策 7	三駅周辺まちづくりの推進	41
基本施策 8	安全でおいしい水の安定供給	43
VI 行・財政		
基本施策 1	市政運営への市民参加と多様な主体間の柔軟な連携と協働の推進	44
基本施策 2	市民視点に立ったサービスの提供	45
基本施策 3	市民に届く情報提供と市民要望に的確に応える仕組みづくり	46
基本施策 4	公共施設の再配置・市有財産の有効活用	46
基本施策 5	社会の変化に対応していく行財政運営	47
基本施策 6	チャレンジする組織風土の醸成と柔軟な組織運営	48
第4章 財政計画		
1. 日本経済の動向と国の財政		49
2. 武蔵野市の財政の状況と課題		49
3. これまでの実績及び財政計画の策定の方法と今後の財政運営について		52
4. 財政計画		54
5. 長期の財政予測について		57

参考（第五期長期計画・調整計画策定の流れ、武蔵野市長期計画条例、用語説明）

第五期長期計画・調整計画の位置付けと策定方法

武蔵野市は、昭和 46 年の「第一期基本構想・長期計画」より、市民参加、議員参加、職員参加による長期計画の策定を行ってきた。また、武蔵野市地域生活環境指標の作成や市政アンケート、市民意識調査による行政課題や全市民のニーズの客観的把握、4 年ごとのローリングによる計画の見直しなど「武蔵野市方式」と呼ばれる策定方式は以来五期にわたる長期計画の策定に受け継がれてきた。

今回の調整計画も、長期計画と整合を図りつつ、より専門的、具体的である個別計画の策定過程や、様々な市政の課題の解決にあたり市民の参加を求め、また、無作為抽出市民によるワークショップの実施等、時代に即応した市民参加の手法を取り入れ、積極的に市民意見を求めている。このことは長期計画の策定方式に限らず、市民参加が市政運営の最も重要な原理であり続けてきたことの表れである。

（１）武蔵野市長期計画条例

国は、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図ることを目的として、基本構想を議会の議決を経て策定することを地方自治法で義務付けていたが、地方分権推進の観点から、平成 23 年の改正により法的な義務付けを廃止した。しかし、本市では、前述のように第一期長期計画から市民参加の要である代表民主制としての議員、議会との議論を積み重ねてきた実績があり、議員、議会と長期計画の関わり的重要性を再確認し、「武蔵野市方式」による策定を制度化した「武蔵野市長期計画条例」を平成 23 年 12 月に制定した。

「武蔵野市長期計画条例」では、長期計画の策定は市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な市政運営を推進することを目的とすること、市が実施する政策は原則として長期計画に基づくこと等を定めている。

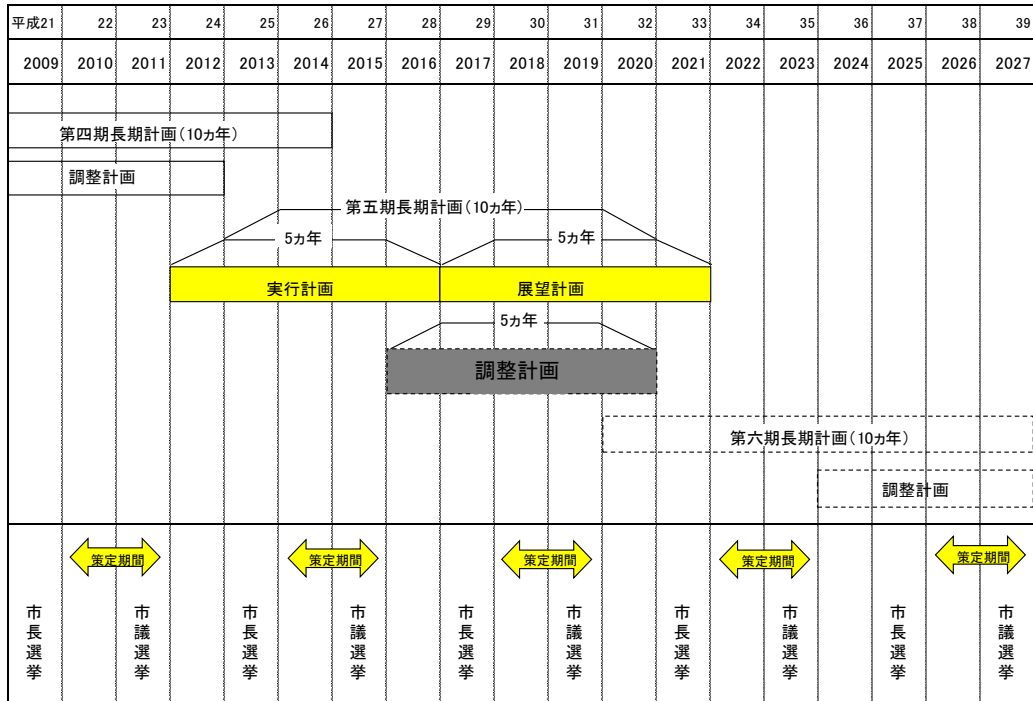
さらに同条例は、長期計画の前期 5 年の実行計画の見直しや市民等の参加、市長の責務、他の計画との関係について定めるとともに、議会との関係について、「市長は、長期計画の策定を行うときは、長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について、市議会の議決を経なければならない。」と定めている。

（２）調整計画の位置付け

10 年間を 1 期として策定される長期計画は、前期 5 年を実行計画、後期 5 年を展望計画としている（武蔵野市長期計画条例第 2 条第 3 項）。そして、市長選挙が行われたとき又は市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定するものとする（同条例第 3 条）と規定しており、これが調整計画の策定である。

調整計画では、「市政運営の基本理念」と「施策の大綱」の改定は行わず、実行計画に掲げら

れた施策のうち、事業未着手、目標未到達等の施策についてその対応、展望計画として託された施策の検討、長期計画策定時との社会状況の変化により求められる施策等についての議論を主軸に、策定を行っていくものである。



第1章 これまでの実績と情勢の変化

Ⅰ. 第五期長期計画の取り組みの状況

第五期長期計画のまちづくりの目標である「持続可能な都市」を目指して、着実に事業を推進している。

1. 健康・福祉

すべての市民が住み慣れた地域で安心して生活が続けられることを理念とする「地域リハビリテーション」の実現に向け、孤立防止ネットワーク連絡会議の設置や、防災と福祉にまたがる災害時避難支援体制の検討、医療と福祉が連携した在宅療養体制の推進など分野を超えた連携が進んでいる。

障害者福祉については、基幹型相談支援センターの設置による相談機能のネットワークの強化やグループホームなどのサービス基盤の整備を行った。

2. 子ども・教育

待機児童の解消に向け、認可保育所をはじめ、認証保育所、市独自事業のグループ保育室の

開設など、積極的に施策を推進した。また、認定こども園「境こども園」や子育て支援施設「すくすく泉」を開設した。

学校教育の充実については、知性・感性を磨き、未来を切り拓く武蔵野の教育を目指し、全校で「授業改善推進プラン」を作成するなど、武蔵野市学校教育計画に基づく事業を着実に推進した。

3. 文化・市民生活

地域コミュニティのあり方については、「これからの地域コミュニティ検討委員会」を設置し、検討を行った。今後は答申内容の実現に向けた取り組みを行う。

市の歴史を未来へ継承するとともに、地域の歴史を学ぶ拠点とするため、武蔵野ふるさと歴史館を開設した。

安全・安心なまちづくりとして、24時間パトロール体制を整備するなど、防犯力、犯罪抑止力を高める取り組みを実施した。

4. 緑・環境

環境学習・環境教育をはじめ、情報発信、啓発事業を行うなど、市民の自発的・主体的な行動につながるよう、各種事業を行っている。

多くの市民と議論を積み重ねてきた新武蔵野クリーンセンター（仮称）は、平成29年度の稼働に向け工事を進めている。

公園建設については、ワークショップ等を活用した市民参加により、吉祥寺の杜 宮本小路公園や吉祥寺東町ふれあい公園の開設など、緑を基軸としたまちづくりを推進した。

5. 都市基盤

三駅圏ごとのまちづくりについては、特徴ある都市基盤の整備を行った。吉祥寺駅周辺では、駅ビルや南北自由通路が完成した。三鷹駅周辺では、補助幹線道路の整備を進めている。武蔵境駅周辺では、鉄道高架化完成後の北口駅前広場や道路整備を進め、南北一体のまちづくりに向けた整備を着実に進めている。

下水道施設については、武蔵野市下水道長寿命化計画に基づき、整備工事を着実に進めている。また、合流式下水道改善施設を整備するとともに、大雨による浸水被害の軽減を図るため雨水貯留施設等を市内数カ所に設置した。

6. 行・財政

市政情報等の提供については、ソーシャルメディアの活用なども含め多様な媒体による発信を実施している。

「行財政改革を推進するための基本方針」を策定し、事務事業の評価・見直しなどを含め財源の適正な配分に努めている。また、「公共施設再編に関する基本的な考え方」を示し、今後の老朽化への対応について、財源確保と計画的な機能更新のための方策の検討を進めている。

II. 市民と市政を取り巻く情勢の変化

1. 介護保険制度改革、生活困窮者自立支援法施行、子ども・子育て支援新制度の施行

社会保障の増大、雇用状況や働き方の多様化など、日本の社会経済の構造的な変化に対応するため、介護保険制度の改正、生活困窮者自立支援法の施行、子ども・子育て支援新制度の施行など、平成 27 年度には国による大きな制度変更が行われた。また、平成 28 年 4 月、障害者差別解消法と障害者雇用促進法が施行され、障害を理由とする差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供が市の法的義務となる。これらの動きに伴い、サービスの内容の見直しやサービスを支える仕組み、サービスを受ける方法等が変わろうとしており、この変化を新たに市政に組み込んでいく必要がある。

2. 地方創生と東京オリンピック・パラリンピックに向けたまちづくり

国が打ち出した「まち・ひと・しごと創生法」を受け、首都東京を構成する自治体としての特性を最大限に活かした魅力あるまちづくりを進めるため、本市の人口に関する課題を分析して人口ビジョンを作成し、目指すべき将来の方向を明確にしたうえで、第五期長期計画・調整計画との整合を図り、本市の総合戦略を策定・実施していく必要がある。また、平成 32 (2020) 年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、国や都と協力して大会成功の機運醸成に努めるとともに、市民がトップアスリートと身近にふれる機会をつくり、すべての来街者が交流を楽しめるユニバーサルなまちづくりと障害者スポーツの普及によるソーシャルインクルージョンを実現させ、活気あるまちづくりを推進する必要がある。

3. 桜堤地区を中心とした人口増

第五期長期計画策定時（平成 22 年度）に実施した人口推計では、年少人口の増加は平成 25 年をピークに以降は減少すると推計した。しかし実際には、年少人口は平成 25 年以降も増加しており、平成 26 年度に実施した人口推計によれば、この増加傾向は少なくとも調整計画期間中の平成 31 年まで続くが見込まれる。年少人口の増加、とりわけ桜堤地区を中心とした局所的な人口変動は市政に大きな影響を与えるものであり、これに伴い、第五期長期計画策定時の施策・事業の見直しが必要である。

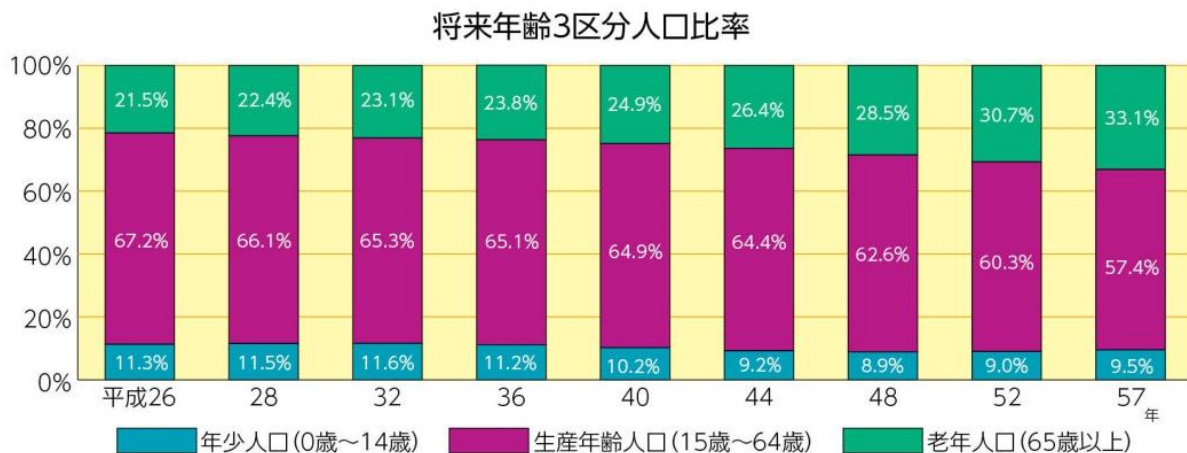
III. 武蔵野市の現況と将来

1. 人口推計

本市で実施した人口推計によると、基準年次の平成 26（2014）年 1 月 1 日時点で 140,527 人の総人口は、近年の大規模開発による人口流入の波及効果によって、当面は横ばいから微増で推移することが見込まれる。

この総人口の内訳を年齢 3 区分別人口で見ると、老年人口は増加傾向が続き、現在 21.5%の老年人口比率（高齢化率）は、平成 57（2045）年には 33.1%に達し、特に後期高齢者の割合が増加することが見込まれる。一方、年少人口は、大規模開発の波及で出生者が増加していることを背景に、現在の 11.3%から当面微増した後、平成 49（2037）年には 8.9%まで低下する。その後、ここ数年の出生者が 20 歳代後半を迎えて再度上昇に転じ、平成 57（2045）年には 9.5%まで回復すると見込まれる。また生産年齢人口は、微減微増を経ながらも期間全体を通じては漸減傾向にあり、現在の 67.2%から平成 57（2045）年には 57.4%まで低下すると見込まれる。

前回（平成 22 年）推計と比較すると、総人口のピークの見込みが平成 30（2018）年から平成 55（2043）年と大きくずれたことは大きな違いであるが、年少人口と生産年齢人口の減少、老年人口の大幅な増加という傾向に変化はなかった。



この人口推計から、高齢者世帯の増加に伴う社会保障費の増加、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少、将来的な年少人口の減少に伴うまちの活力の低下といった課題が見えてくる。

2. 財政状況

（1）現状と課題

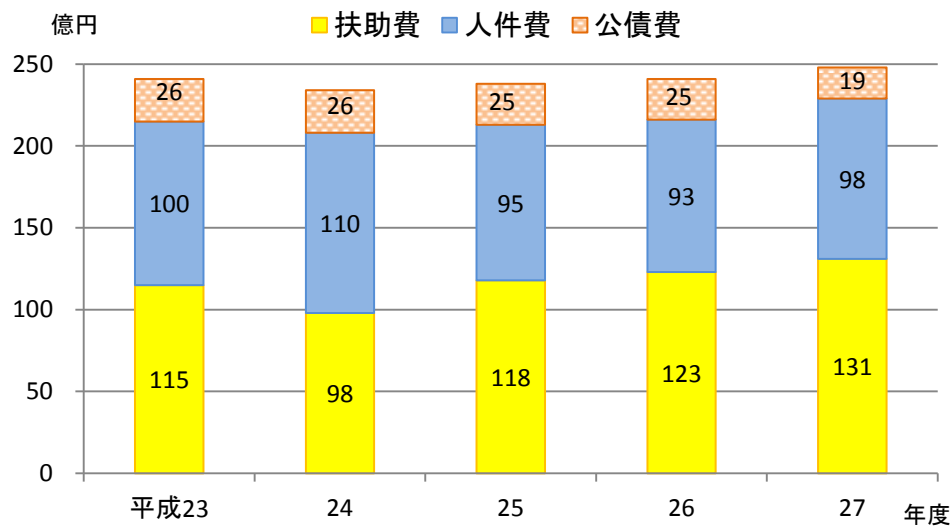
本市は、今日まで健全な財政を維持しており、過去 5 年間の当初予算は、550 億から 630 億円の間で推移している。歳入については、市税は歳入全体の 6 割を超えており、人口増や景気回復により、わずかであるが増加している状況である。

歳出については、義務的経費である人件費、扶助費、公債費は平成 27 年度予算では、約 248

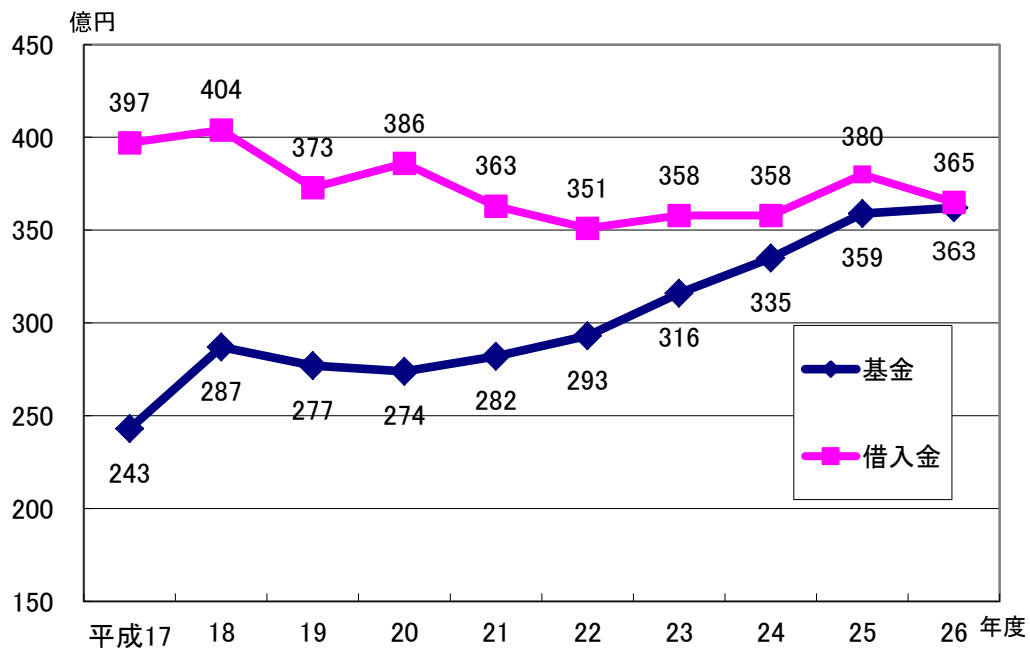
億円となっており、歳出全体の4割を占めている。特に扶助費の伸びが著しく、過去5年間で14%増となっており、今後も堅実な財政運営を続けることが必要である。

市の基金残高は平成26年度末において363億円、このうち資産の更新・新設に備えるための基金は289億円となっている。一方、借入金182億円（特別会計及び土地開発公社を含めると365億円）となっている。

当初予算における義務的経費の推移



基金と借入金の年度末残高の推移(過去10年間)



（２） 財政見通し

歳入については、市税は個人市民税が人口増等により増額、法人市民税は税制改正により減額となることから、当面ほぼ横ばいで推移し、地方消費税交付金は消費税の引き上げによる増額を想定している。

歳出では、子育て支援、障害者や高齢者への福祉施策に要する経費、新武蔵野クリーンセンター（仮称）の建設事業や市民文化会館改修等による投資的経費の増が見込まれている。

中長期の財政見通しとしては、人口推計により生産年齢人口が減少するとされていることから、市税収入は少しずつではあるが減少していく。また、少子高齢化の進展とともに高齢者の単身世帯の増加が示されており、社会保障関係経費の伸びが見込まれる。さらに、老朽化する公共施設や都市インフラの更新が平成 30 年代後半以降に集中し、この時期に多額な費用が必要となる。こうしたことから、より厳しい財政状況が見込まれており、これに対応するため各種基金の積み立てを今後も引き続き行う必要がある。

第 2 章 調整計画の基本的な考え方

Ⅰ. 第五期長期計画の基本的な考え方

第五期長期計画（平成 24～33 年度）の今後の 10 年間を見通す 4 つの視点については、これを継承する。以下に第五期長期計画の基本的な考え方について記載する。

1. 市民自治の原則

市民自治は、昭和 46 年に策定した第一期長期計画において計画の原理とされ、以来 40 年間にわたって武蔵野市の市政運営の基本原則として継承されてきた。市民自治の原則とは、市民は主権者として、自らの生活地域について、自ら考え、主体的に行動し、その行動や選択に責任を負うことをいう。本計画においてもこれを継承しつつ、武蔵野市の「自治」を一層発展させていく。

2. 計画的な市政運営

少子高齢化や経済の定常化などを背景として、財政面では厳しさが増すなど、様々な面で従来とは異なる社会状況になると予測されている。このような社会の変化に柔軟に対応しながら公共課題の解決に効果的に取り組んでいくため、武蔵野市の将来を見通した計画的な市政運営を推進していく。

3. 市民視点の重視

この 40 年の間に、公共課題は多様化・複雑化しており、多種多様な公共サービスが提供され

ている。選択と集中の観点から事業の見直しを推進していく必要があるとともに、市民志向・目的志向を重視した、市民の視点に立った公共サービスを展開していく。

4. 広域連携の推進

今日、地方自治体には自律とともに、独自の政策や市政運営が求められている。一方、災害時におけるリスク管理や、道路や上下水道などネットワーク機能が重要な都市基盤整備だけでなく、公共サービスの共同化などにおいても、自治体間連携の必要性が高まっている。今後も、効率的な自治体運営などの観点から、自治体間相互の連携を推進していく。

II. 調整計画全体に関わる視点

「第1章これまでの実績と情勢の変化」から、本調整計画の策定にあたって全体を貫く基本的な視点として、以下の4点を挙げる。

1. 一人ひとりが尊重される社会の構築

高齢者のみ世帯や乳幼児人口の増加と多様化するニーズへの対応、子どもの貧困対策など、きめ細やかな支援が必要である。また、男女共同参画社会の実現をはじめ、子ども、障害者、高齢者、外国人など、人権課題への対応は行政の基本である。本市独自の「地域リハビリテーション」の理念に基づき、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、一人ひとりを大切にする視点を重視し施策を構築する。

2. 地域コミュニティ、地域活動の支援と協働

多様化する公共サービスを多様な主体による自立した活動が担うことで、活力ある地域社会が形成されていく。本市では、昭和40年代より、コミュニティセンターを拠点に市民の自発的な活動によりコミュニティづくりが行われてきた。福祉、子育て、青少年健全育成、防犯・防災、環境など様々な課題解決を目的とした活動団体、また、文化・スポーツ活動を行う市民団体も多数存在している。必要な公共サービスの量的拡大と質的向上を、企業、NPOや市民活動団体等との協働型の取り組みを構築する。

3. 分野、市域の枠を超えた事業の連携

超高齢社会の進行や都市基盤・公共施設の更新を見据え、長期的視点で市政を進めていかなければならない。固定化した資源配分とサービス水準の見直しを行うとともに、1つの事業で複数の成果を上げるような、分野の枠を超えた事業を積極的に導入するなど、政策の再編を進める。また、市域にとらわれることなく、近隣自治体や友好都市等との連携も視野に入れ、ス

ケールメリットを活かした事業の導入も検討し、持続可能な市政運営を行っていく。

4. 魅力ある都市文化の醸成と発信

本市は近年、魅力あるまちとして高い評価を得ている。落ち着いた街並み、身近に緑・文化・芸術に親しめる空間、回遊性の高い商業地の形成等、長い年月をかけて都市文化が形成されてきた。これらをより魅力あるものとして発展させていくためにも、都市文化の醸成という視点からの施策を推進する。また、文化の醸成において中心的な役割を担う市民がさらなる文化の発展に自ら関与できるよう、必要な環境整備を行うとともに、市民による文化活動を支援する。平成 32 年に開催される東京オリンピック・パラリンピックでは、国内外の多くの人が東京に集うことになる。この機を捉えて本市の魅力ある都市文化を発信して、多様な文化交流を展開する。

III. 調整計画の重点取り組み

1. 高齢者福祉計画、障害者計画の着実な推進

平成 27 年度を初年度とする「武蔵野市高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画」、「武蔵野市障害者計画・第 4 期障害福祉計画」に記載された施策を着実に推進する。医療介護総合確保推進法に明記された「地域包括ケアシステム」を本市独自の「地域リハビリテーション」の理念に基づく「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」として、市民を含めたすべての関係者が一体となって推進していく。また、生活困窮者に対する支援を拡充し、貧困の連鎖への対策を推進する。

2. 多様な主体による子育て支援施策の実現

地域社会全体で支え合い、妊娠・出産期から切れ目のない子ども・子育てを支援する。大学や企業、地域活動団体など、様々な主体がそれぞれの役割を担い、連携・協力して、子育て家庭と関わっていけるような施策を進める。乳児を持つ世帯を主な対象とした子育て支援事業、待機児童解消のための保育所施設の整備、小学校の放課後施策の充実などの施策を推進する。

3. 公共施設ネットワークと都市基盤の再整備

老朽化する都市基盤及び公共施設（以下「公共施設等」という）の維持・更新に多額の費用を要し、中長期的には厳しい財政状況となることが予想される。そうした状況下においても、市民生活を支える公共施設等を安定して維持・更新していくとともに新たな時代のニーズに添えていくために、経営的な視点から、施設の長寿命化、統廃合や複合化・転用など既存施設の

有効活用による施設総量の縮減を図るとともに、整備水準・管理水準の見直し等を行うなど、将来にわたり総合的かつ計画的に公共施設等をマネジメントしていく。

4. 環境共生都市の創造に向けた新たな取り組み

電力やガスなどのエネルギー市場の自由化などを背景に、各家庭におけるエネルギー消費のスマート化等に関する啓発や、優れた環境性能と災害時でも有効なエネルギー供給センター機能などを備えた新武蔵野クリーンセンター（仮称）の設置・運営など、都市における省エネ、創エネといった賢いエネルギーの利活用を推進する。また、都市型浸水対策、温暖化対策、地下水対策なども含め、水の蒸発、降下、流下または浸透という水循環の改善に取り組み、緑豊かな潤いのある水循環都市を目指す。

5. 個性輝く三駅周辺のまちづくりの推進

三駅圏ごとに個性を活かしたまちづくりの計画・ビジョンに基づき事業を推進する。特に吉祥寺駅圏については、イーストエリアの市有地の新たな利活用、南口駅前広場の整備促進による交通課題の解決、セントラルエリアの老朽化の進んだ建物更新等の課題解決を図るため、関係する機関と連携して検討を進める。



6. 情報収集・提供機能の強化と連携

多様な広報媒体を活用し、市民一人ひとりに必要な情報をわかりやすく届けていくこと、市民ニーズを的確に把握していくことが重要である。市政運営や協働型の公共サービスへの市民参加を進めるためにも、市政情報を提供していくことが必要である。市民やマスコミの力も活用し、積極的かつ戦略的に広報活動を推進していくとともに、様々な機会を捉えて広く市民からの情報をつかんでいく。また、そのための体制整備も行う。